

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	打越 (打越)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	20.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	16.5 ha
② 田の面積	19.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	13.4 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	5.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.4 ha
⑤集落営農組織が耕作、遊休農地1.9ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地域の農地21haにおいて約16haを集落営農組織、残り約4haについてを個人農家が水稻を中心に耕作している。集落営農組織の構成員18名中11名が70歳以上であり、8名の個人農家においても全員年齢は70歳以上である。また、農業施設はH6圃場整備が完了してから30年経過し地中パイプ配管、各田の給水バルブなどが経年劣化し、鹿・猪等の増加により防護柵の効果も薄れている。こうしたことから今後、集落営農組織の後継者の育成、耕作地の絞り込みによる効率化及び多面的機能支払交付金を活用するなどし、営農活動を集落全体での取組へと発展させることが課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在、農業の中心である集落営農組織における労働負荷軽減に向けた取組みとして、早生と中生の等分栽培を実施している。今後さらに集落営農の法人化、及び麦・大豆などの栽培も追加することでの水稻を含めたブロックローテーションの可能性を検証していく。次に、耕作を継続していく農地を圃場整備実施区域を中心とした農地とし、その農地において農作業の効率化とともに鳥獣害対策の省力化を図っていく。また、多面的機能支払交付金の活動を集落全体での取組みに昇華させ、非農家住民と農家との交流、農業への関心を深め後継者育成を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付を進めるとともに集落営農組織を中心に集落全体で適切な農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0 %	将来の目標とする集積率	80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集落営農組織に集約された約7割の農地の維持、及び個人農家離農による農地の集積、新規就農者などを受入れる体制を整えるため農地中間管理機構を活用し、高い集積率を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
任意団体である集落営農組織による農地の集約は進んでおり、将来個人農業者の離農による農地約4haを集積すると約8割に上る見込みである。集落営農組織に集約した以外の農地についても農地中間管理機構を活用し認定農業者や新規就農者に貸付を進められるよう地域での合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
集落営農組織に集約した以外の農地については、農地所有者の同意を得られる範囲で農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて段階的に集約化する
(3)基盤整備事業への取組
多面的機能支払交付金を活用し施設の維持・整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新たな農業担い手の確保とともに集落内において集落営農組織に参加する後継者の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
JA兵庫西に「育苗苗」「航空防除」を委託しているが、作業の効率化や低コスト化が見込めるサービスを検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①防護柵の点検管理を行い、侵入経路を特定し侵入マップを作成するとともに被害情報の速やかな共有に努める。
 ②人にも環境にも安心安全な栽培方法を目指す。③水管理、生育管理に利用可能な技術の習得をする。⑦多面的機能支払交付金を活用した保全管理をする。⑩女性が担い手として参加しやすいように女性用の休憩室を考える。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和17年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		水稻	14.53 ha	ha	水稻・麦・大豆	15.23 ha	ha	A	
利用者		水稻	0.25 ha	ha		ha	ha		
利用者		水稻	0.26 ha	ha		ha	ha		
利用者		水稻	0.39 ha	ha		ha	ha		
利用者		水稻	0.33 ha	ha		ha	ha		
利用者		水稻	0.85 ha	ha		ha	ha		
利用者		水稻	0.31 ha	ha		ha	ha		
利用者		水稻	0.09 ha	ha	水稻	0.09 ha	ha	B	
利用者		水稻	0.46 ha	ha	水稻	0.46 ha	ha	C	
認就			0 ha	ha	水稻・野菜	1.69 ha	ha	D	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	10経営体		17.47 ha	0 ha		17.47 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JA兵庫西	育苗苗	水稻
2	JA兵庫西	航空防除(農薬散布)	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

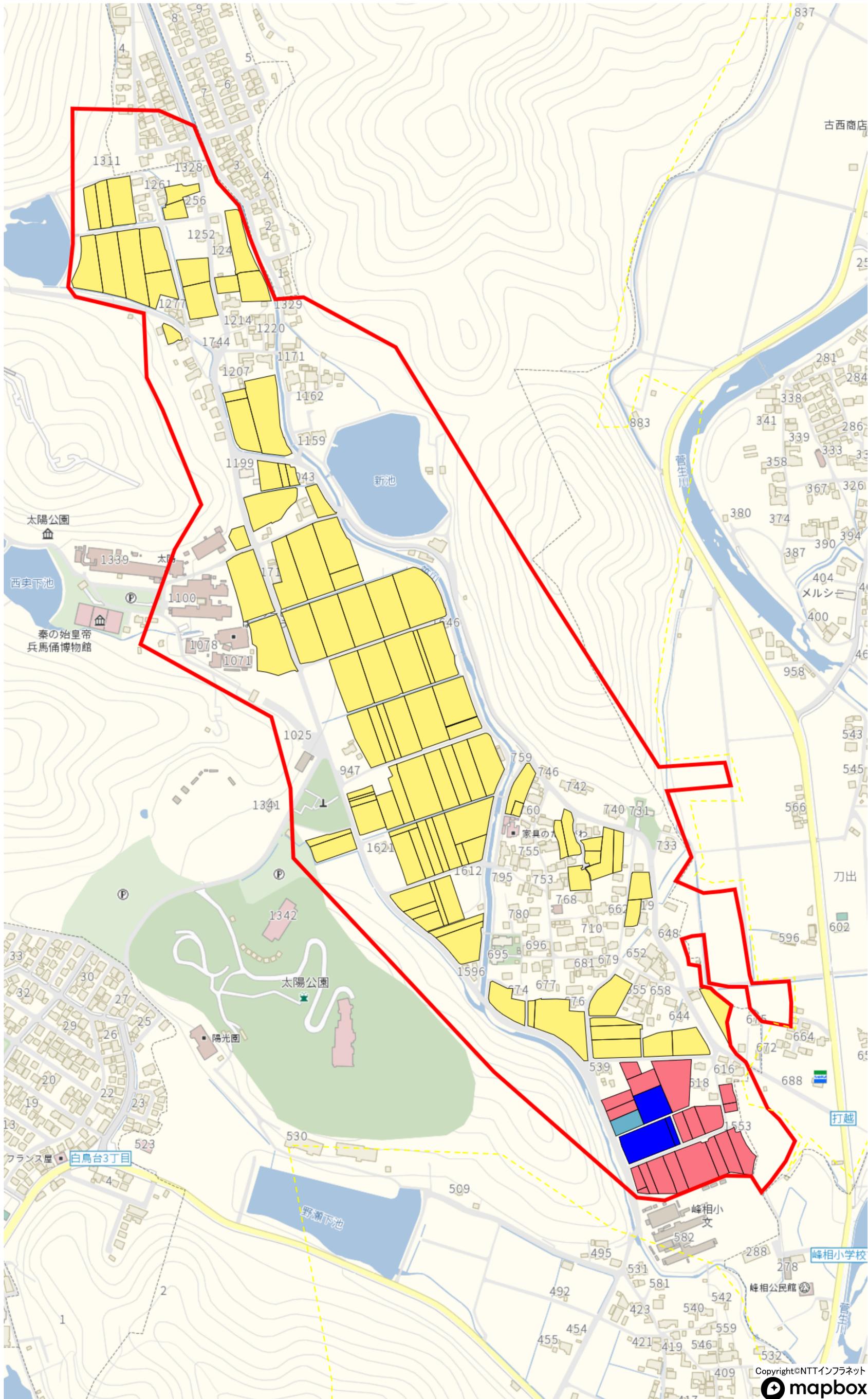
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



211 打越

目標地区(表案)
目標地区(現状)

- A
- B
- C
- D